

モバイルサービス契約約款の変更について

変更後	変更前
<p>第2条（約款の変更）</p> <p>・文言修正および項追加</p> <p>当社は、本約款を変更することができるものとします。</p> <p>2 当社は前項による本約款の変更にあたり、変更後の本約款の効力発生日の1ヵ月前までに、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容とその効力発生日を当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。</p> <p>3 変更後の本約款の効力発生日以降に契約者が本サービスの利用を継続したときは、契約者は、本約款の変更に同意したものとみなします。</p>	<p>第2条（約款の変更）</p> <p>当社は、本約款を契約者の承諾を得ることなく必要に応じて変更することがあります。本約款を変更した場合、当社はホームページなどにて通知または公表します。本約款の変更を通知または公表された時点で効力が生じるものとし、それ以前の約款はその時点で効力を失います。</p>
<p>第2.2条（主サービス加入者の支払義務）</p> <p>・文言追加</p> <p>主サービス加入者は、当社に対し本サービスの利用に関する、第2項から第4項までの規定により算出した別表に定める本サービスに係る初期費用、月額料金および本サービスの種類ごとの料金を当社が指定する期限までに、当社が指定する方法により支払うものとします。当社は、本項の規定による支払いが確認できない場合、当該主サービス加入者に対し、請求書を発行して当該料金等を請求します。この場合、当社は別に定める料金表に記載の請求書等発行手数料を別途請求します。</p>	<p>第2.2条（主サービス加入者の支払義務）</p> <p>主サービス加入者は、当社に対し本サービスの利用に関する、第2項から第4項までの規定により算出した別表に定める本サービスに係る初期費用、月額料金および本サービスの種類ごとの料金を支払うものとします。</p>
<p>・条、号の修正</p> <p>第2.3条（電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料およびブロードバンドユニバーサルサービス料の支払義務）</p> <p>主サービス加入者は、次の各号に定める電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料およびブロードバンドユニバーサルサービス料を支払うものとします。</p> <p>(1) 電話ユニバーサルサービス料とは、ユニバーサルサービス支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会が、電気通信事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）に基づき算出する額に当社が定める料金。</p> <p>(2) 電話リレーサービス料とは、電話リレーサービス支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会が聴覚障害者</p>	<p>第2.3条（ユニバーサルサービス料の支払義務）</p> <p>主サービス加入者は、次の各号に定めるユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料を支払うものとします。</p> <p>(1) ユニバーサルサービス料とは、ユニバーサルサービス支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会が、電気通信事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）をもとに算出した料金をいいます。</p> <p>(2) 電話リレーサービス料とは、電話リレーサービス支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会が聴覚障害者</p>

変更後	変更前
<p>等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和2年総務省令第110号）に基づき算出する額に当社が定める料金。</p> <p>2 当社は、電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料およびブロードバンドユニバーサルサービス料の日割りは行わず、課金期間中は月額料金とともに当該月分のその料金を別途請求します。</p>	<p>等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和2年総務省令第110号）をもとに算出した料金をいいます。</p> <p>2 当社は、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料の日割りは行わず、課金期間中は月額料金とともに当該月分のその料金を別途請求します。</p>
<p>・条の修正および項追加</p> <p>第26条（遅延損害金および督促通知）</p> <p>主サービス加入者は、料金等の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率14.5%の遅延損害金を当社に支払うものとします。</p> <p>2 当社は、主サービス加入者が料金等その他の債務（遅延損害金を除きます。）について、支払期日を経過しても支払いがない場合、当社または料金回収会社が請求書の発行等により督促通知（料金等その他の債務の支払いを求める行為をいいます。）を行います。なお、請求書による支払いについては、第22条（主サービス加入者の支払義務）第1項の規定に準じます。</p>	<p>第26条（遅延損害金および督促手数料）</p> <p>料金等の支払いを遅延した場合は、インターネット約款第28条（遅延損害金および督促手数料）またはデジタルテレビ約款第26条（遅延損害金および督促手数料）に準ずるものとします。</p>
<p>附則</p> <p>・文言修正</p> <p>本規約は、2026年3月1日より施行します。</p>	<p>附則</p> <p>本規約は、2023年9月25日より施行します。</p>
<p>別表</p> <p>2. 料金額</p> <p>・注釈の修正</p> <p>（表1）月額料金</p> <p>・バンドルクーポンは付与された月の翌月末日まで有効とします。</p> <p>・第23条（電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料およびブロードバンドユニバーサルサービス料の支払義務）に基づき、1契約につき電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、ブロードバンドユニバーサルサービス料が必要です。ただし、料金プランがOGBプランの場合、ブロードバンドユニバーサルサービス料についてはこの限りではありません。</p> <p>※1 音声通話対応料金132円を含みます。</p> <p>・項目追加</p> <p>（表3）各種手数料</p> <p>登録手数料 3,300円</p>	<p>別表</p> <p>2. 料金額</p> <p>（表1）月額料金</p> <p>・バンドルクーポンは付与された月の翌月末日まで有効とします。</p> <p>・ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料は1契約ごとに発生します。</p> <p>※1 音声通話対応料金132円を含みます。</p> <p>（表3）各種手数料</p> <p>登録手数料 3,300円</p>

変更後	変更前
SIMカード再発行／変更手数料 3,300円 MNP転出手数料 0円 請求書等発行手数料 440円 1通につき お知らせハガキ発行手数料 88円 1通につき 適格請求書送付料 110円 1通につき	SIMカード再発行／変更手数料 3,300円